

松江市告示第 548 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年
松江市条例第 396 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したの
で、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 12 月 26 日

松江市長 上 定 昭 仁



公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
松江市宍道ふるさと森 林公園	松江市宍道町佐々布 3353 番地 2	令和 7 年 4 月 1 日から
来待ストーン	一般財団法人宍道湖西岸森 と自然財団	令和 11 年 3 月 31 日まで